

千葉県の実況分析

1 認定率について

令和元年度末時点の千葉県の認定率は 16.3%で、年々増加しているが、全国平均の 18.5%よりは低くなっている。

また、全国平均に対する年齢、性別構成の違いを調整した調整済み認定率は 17.9%で、ともに全国平均（18.5%）と比べて低い（以下次頁図参照）。

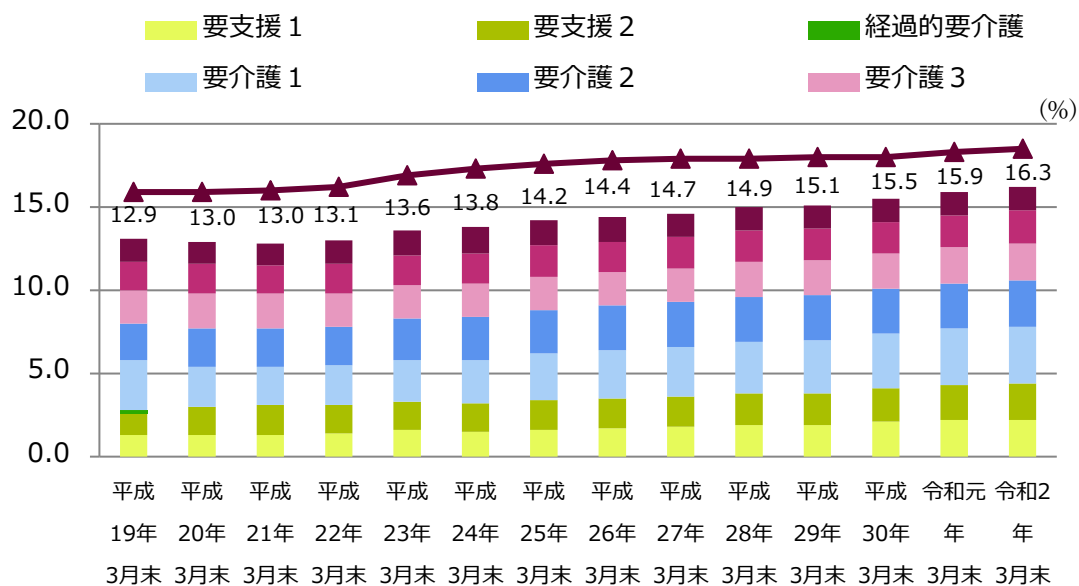
近隣他県と比べると、埼玉県（認定率 15.4%、調整済み認定率 17.6%）より高いものの、神奈川県（認定率 17.6%、調整済み認定率 18.6%）よりも低い。

一般に、第 1 号被保険者（65 歳以上）のうち 75 歳以上の後期高齢者割合が高いと認定率が高くなる傾向があり、千葉県の後期高齢者の割合が低い（全国 51.1%、千葉 49.3%、埼玉 48.7%、神奈川 51.0%）ことから認定率が低くなっていると考えられる。

しかし、調整済み認定率で比較すると、全国平均と大きな差は出ていない。

要介護 2 以下の軽度認定率が高いと、認定率も高い傾向にあるが、今後、介護予防・重度化防止の取組を推進していくことで、要介護 2 以下の軽度認定率が上昇しにくくなることが期待される。

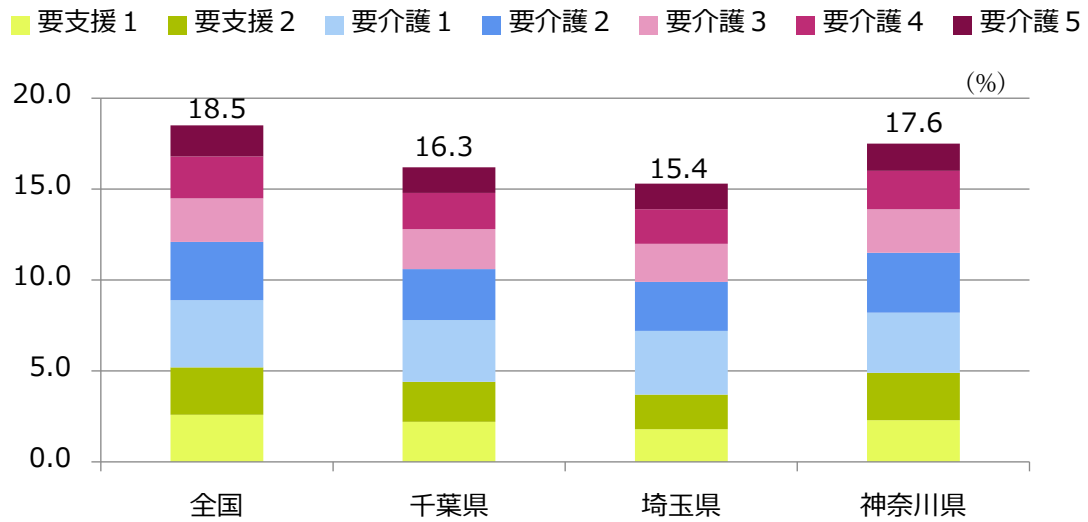
認定率（要介護度別）（千葉県）



（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和元,2,2年度のみ「介護保険事業状況報告」月報） 時点

注）要介護度別の認定率について、単位未満を四捨五入して積み上げグラフとしているが、合計認定率は、総認定者数の割合から算出した値の単位未満を四捨五入した値であるため、グラフと合計値が一致しない場合がある。（以下のグラフも同様）

認定率（要介護度別）（令和元年(2019年)）

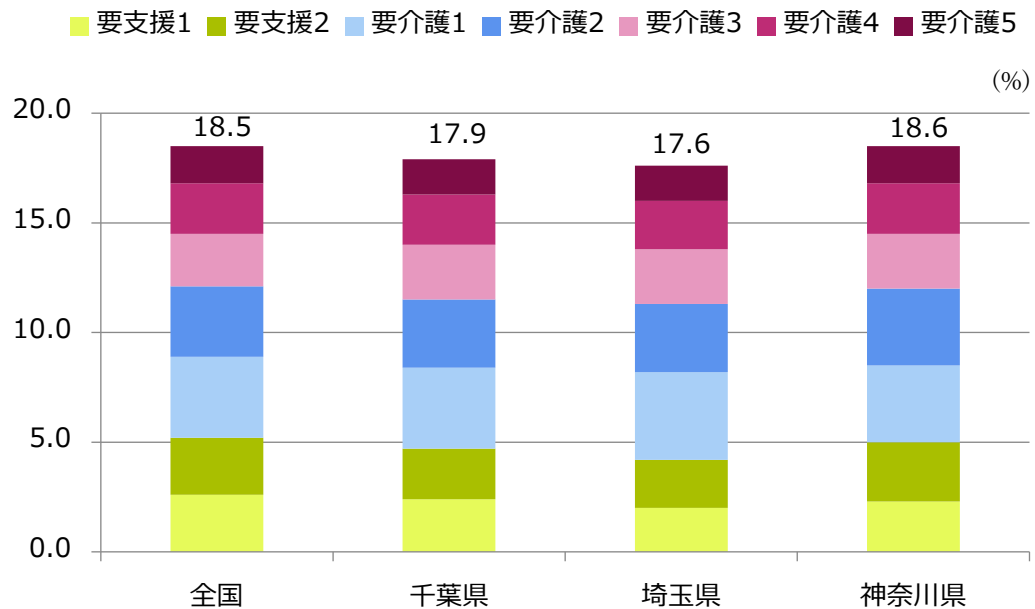


○要介護2以下の軽度者の割合が高いと認定率も高い

(時点) 令和元年(2019年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和元,2年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

調整済み認定率（要介護度別）（令和元年(2019年)）



○年齢・性別の違いを調整した調整済み認定率と比較すると、全国平均との差は小さくなる

(時点) 令和元年(2019年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和元年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）および総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

2 受給率について

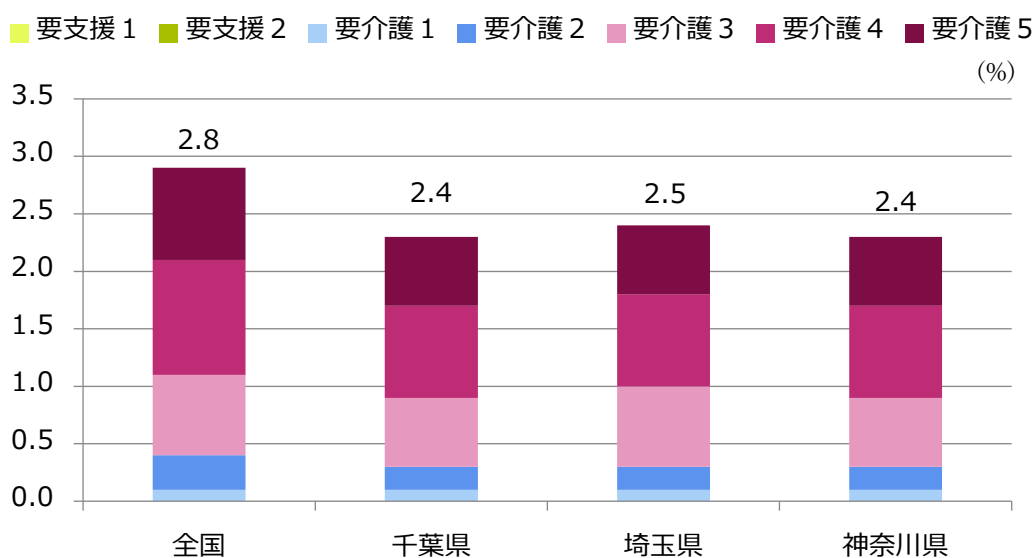
全国平均や近隣他県と比べると、各介護サービスの受給率は概ね低い（施設：全国2.8%、千葉2.4%、埼玉2.5%、神奈川2.4% 居住系：全国1.3%、千葉1.1%、埼玉1.3%、神奈川1.6% 在宅：全国9.8%、千葉8.3%、埼玉7.8%、神奈川8.9%）。

特に、在宅サービスの受給率については全国平均（9.8%）と比べ低くなっている（8.3%）。また、施設サービスの受給率も全国平均（2.8%）と比べ低い（2.4%）。（以下次頁図参照）

要支援・要介護者1人あたり定員（施設・居住系サービス合計）は0.232人で全国平均と同じとなっているが、埼玉県（0.289人）、神奈川県（0.263人）よりは若干少ない。

施設、在宅サービスの受給率が低い場合、地域の実情に合わせて施設や在宅サービスの充実に努めて行く必要がある。

受給率（施設サービス）（要介護度別）（令和元年(2019年)）



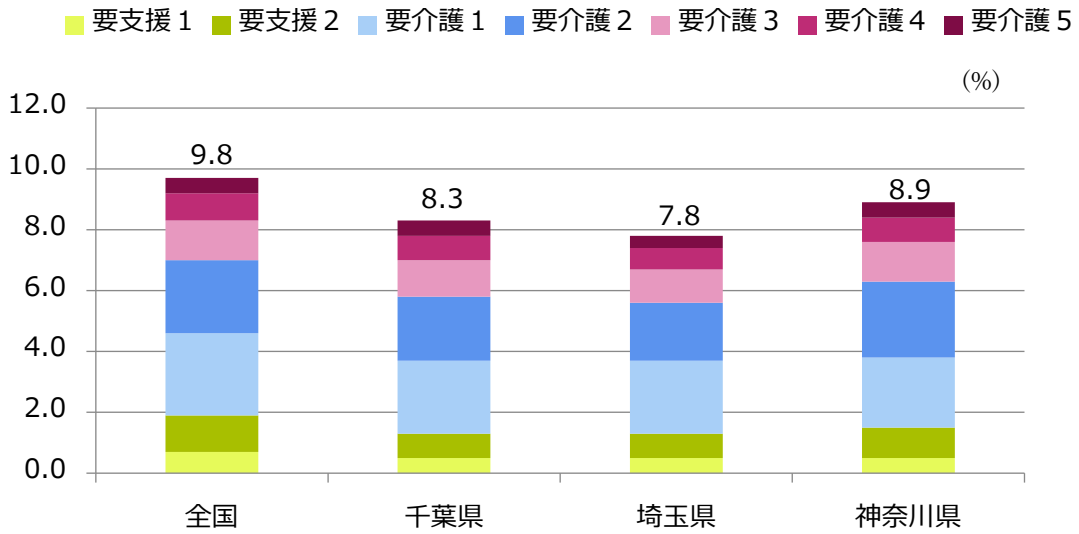
○施設サービスの受給率は、千葉県を含めた近県は、平均より低くなっている。

（時点）令和元年(2019年)

（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（平成30,令和元年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

注) 要介護度別の受給率について、単位未満を四捨五入して積み上げグラフとしているが、合計受給率は、全受給者数の割合から算出した値の単位未満を四捨五入した値であるため、グラフと合計値が一致しない場合がある。（以下のグラフも同様）

受給率（在宅サービス）（要介護度別）（令和元年(2019年)）

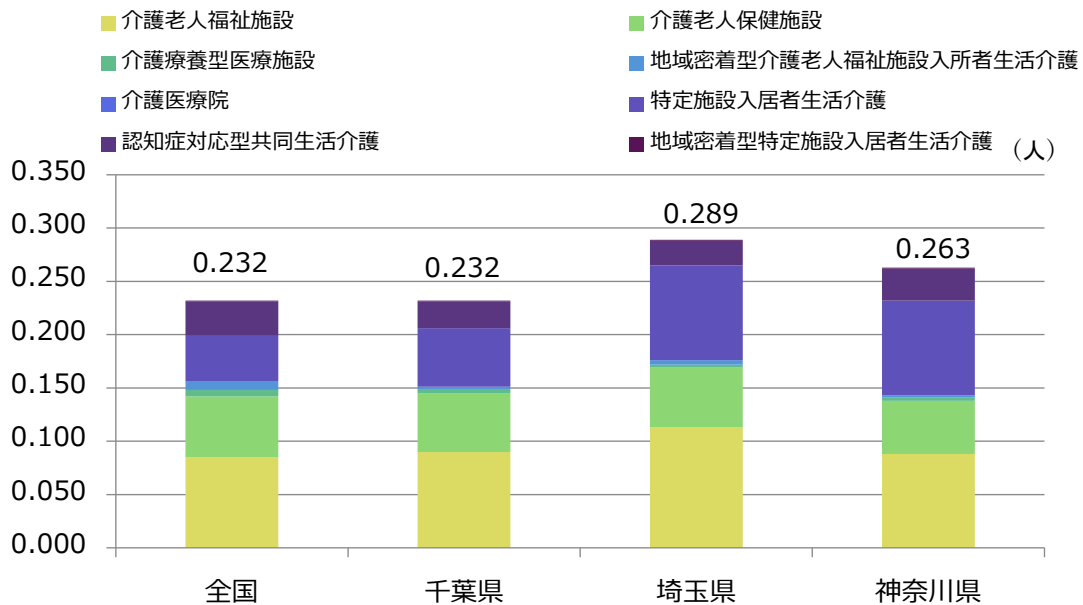


○在宅サービスの受給率は、千葉県を含めた近県は平均より低くなっている。

(時点) 令和元年(2019年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(平成30,令和元年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)

要支援・要介護者一人あたり定員（施設・居住系サービス合計） (令和元年(2019年))



○施設・居住系サービスの一人あたり定員は、全国平均と同定度となっている。

(時点) 令和元年(2019年)

(出典) 介護サービス情報公表システムおよび厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

3 一人当たりの給付月額について

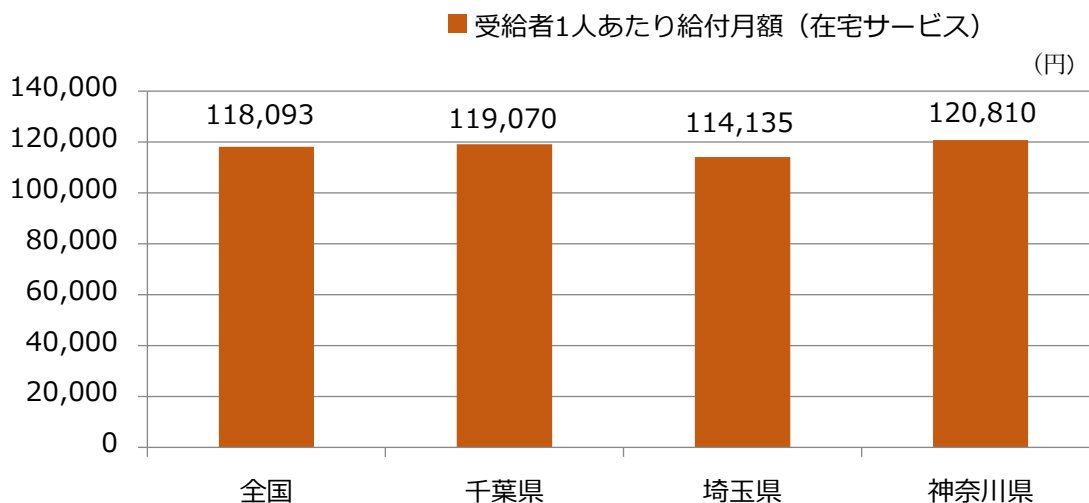
千葉県の在宅サービスの一人あたりの給付月額は119,070円で、全国平均(118,093円)と比べやや高い。近隣他県と比べると、埼玉県(114,135円)よりも高く、神奈川県(120,810円)よりも低い。

在宅サービスのうち、訪問介護及び短期入所生活介護の一人当たりの給付月額が全国や近隣他県と比較しても高い(訪問介護:全国68,976円、千葉72,105円、埼玉55,214円、神奈川65,731円 短期入所生活介護:全国96,210円、千葉109,941円、埼玉104,321円、神奈川87,189円)。

訪問介護の給付月額が高いことは、施設よりも在宅で介護を受けている人が多い傾向を反映していると思われるが、ケアプラン点検の推進等も進めていく必要がある。

なお、短期入所生活介護の給付月額が高く、利用日数・回数も多いため、施設サービスの不足を短期入所生活介護で補っていることが推測されるため、施設の整備を進めていく必要がある。

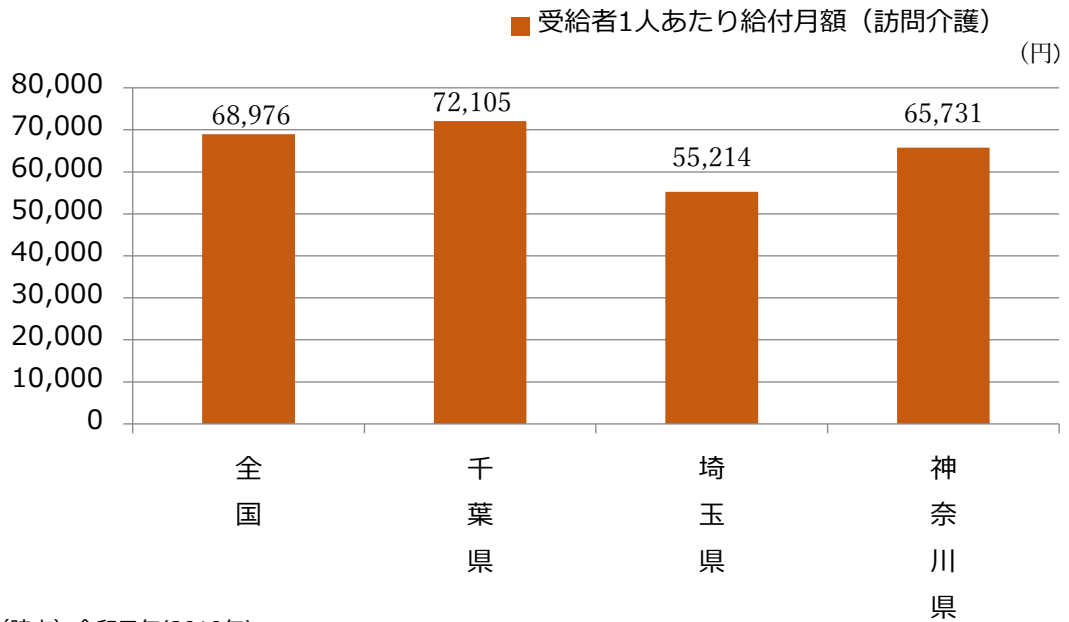
受給者1人あたり給付月額(在宅サービス)(令和元年(2019年))



(時点) 令和元年(2019年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(令和元、2年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)

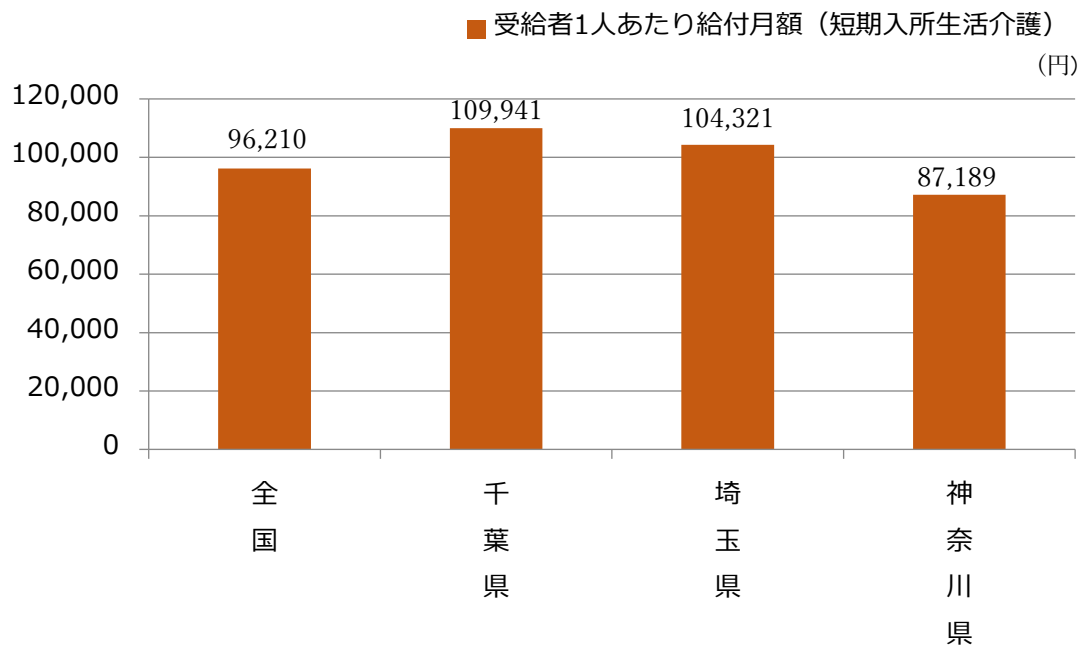
受給者1人あたり給付月額（訪問介護）（令和元年(2019年)）



(時点) 令和元年(2019年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和元,2年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

受給者1人あたり給付月額（短期入所生活介護）（令和元年(2019年)）



(時点) 令和元年(2019年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和元,2年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）